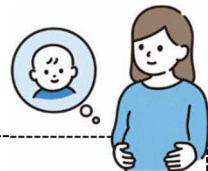




枚方市出産・子育て応援事業(ギフト) 新制度移行 「妊婦のための支援給付」のお知らせ



子ども・子育て支援法の改正により、枚方市出産・子育て応援事業(ギフト)は令和7年3月31日で終了し、**令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」制度が開始**されます。

なお、新制度により給付にかかる申請方法も合わせて変わります。詳細が決定次第、本市のホームページ等でお知らせします。

「妊婦のための支援給付」について ※令和7年4月1日から開始

妊婦を対象に、妊娠による心身の負担軽減を目的として産前産後の期間に妊娠に対して5万円、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給します。流産・死産等※の場合も支給対象となります。妊娠届出時等に、保健師や助産師と面談を通じて対象者にご案内します。

※令和7年4月1日以降に万が一産・死産等され、給付金の支給をご希望される場合は、まるっとこどもセンターまでご連絡ください。

制度の移行期における対応

令和7年3月31日までに「出産応援ギフト」を申請されていない妊婦や令和7年4月1日以降に出産する妊婦は、「妊婦のための支援給付」の制度の対象となり、手続き方法などが変わります。

令和6年度までの制度による「出産応援ギフト」で受け取りたい方は、令和7年3月31日までに申請を行ってください。(具体例は裏面の「新制度移行における手続きパターン」をご確認ください。)

Q. 令和7年3月31日までに申請できなかったら出産応援ギフトはもらえないの？

A. 妊婦給付認定の申請をご提出することで、妊婦のための支援給付金として受け取ることができます。

Q. もらえる金額はどうなるの？

A. 出産・子育て応援ギフトと同じ金額です。

妊娠期間中に現金5万円、出産後等におなかにいた子ども1人につき現金5万円になります。

Q. 新しい制度での手続きはどうすればいいの？

A. すでに妊娠届出をしていて、出産・子育て応援ギフトを申請していない枚方市民の方には、令和7年3月末頃に個別にご案内を郵送します。

Q. 引っ越しを予定しているけど、転入先でももらえるの？

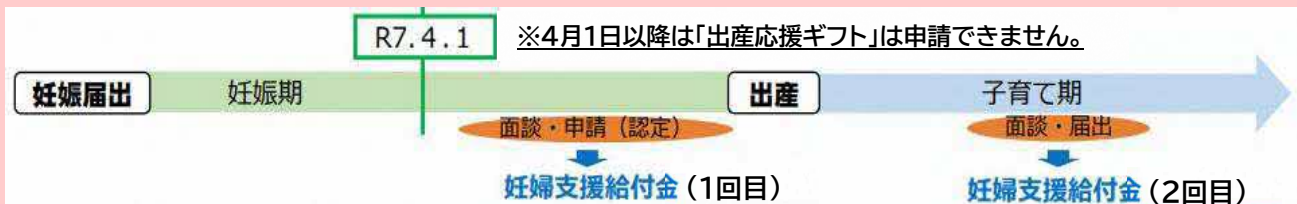
A. 国の法律に基づく給付金です。枚方市で給付金をもらっていない場合は、転入先の市町村での申請をご提出することで、受け取ることができます。クーポンでの支給の場合もありますので、くわしくは転入先の市町村にご確認ください。

【新制度移行における手続きパターン】 子ども家庭庁ホームページより抜粋

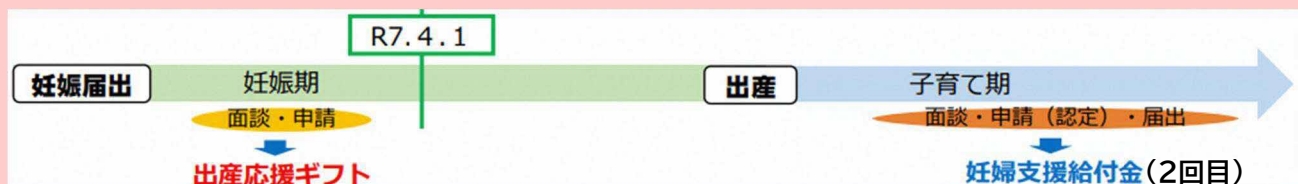
★令和7年4月1日時点で妊娠中の方

以下のパターンに該当する方は、新制度「妊婦のための支援給付」により支給します。
「妊婦給付認定の申請」及び「胎児の数の届出」が必要です。

○令和7年3月31日以前に妊娠届をし、令和7年4月1日までに「出産応援ギフト(出産・子育て応援事業)」を申請していない場合



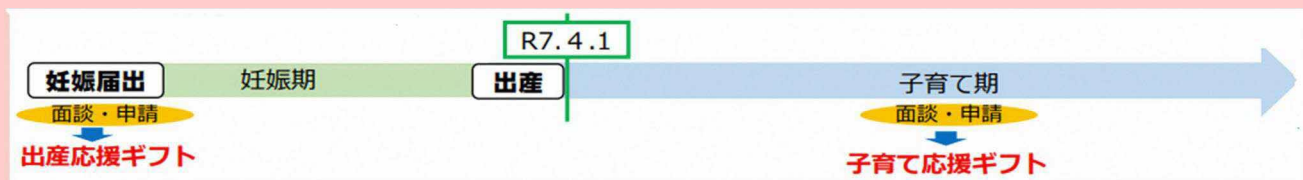
○令和7年4月1日以降に出産した場合 ※支給対象:妊婦(出産した人)のみ



★令和7年3月31日までに出産した方

以下のパターンに該当する方は、「子育て応援ギフト」により支給します。
生後4か月になる月の月末までに申請してください。

○令和7年4月1日より前に出産した場合 ※支給対象:子どもの養育者(産婦等)



【問合せ先】

枚方市 こども未来部 まるっとこどもセンター 妊婦支援給付金担当
〒573-0032 枚方市岡東町 19-1 OFFICE A 6 階
TEL : 072-840-7221(土日祝・年末年始を除く平日9:00~17:30)
FAX : 072-846-7952 Email : maruko@city.hirakata.osaka.jp